

仙台市職員措置請求書

2023年5月17日

仙台市監査委員 殿

請求人 仙台市民オンブズマン

代 表 畠山 裕太

〒980-0021 仙台市青葉区中央4-3-28

朝市ビル4階

電話 227-9900

地方自治法第242条1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

第1 請求の趣旨

- 1 仙台市は、令和4年6月30日に職員に対して支給した期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税9億6063万8388円の納付期限を遅延した。
- 2 仙台北税務署長は、同年11月28日、仙台市に対し、延滞税145万2700円及び不納付加算税4803万1500円を賦課することを決定し、仙台市は、同年12月27日、延滞税145万2700円及び不納付加算税4803万1500円の合計4948万4200円を仙台北税務署に納付した。その結果、仙台市には、4948万4200円の損害が発生している。

- 3 上記納付遅延が発生したのは、同年7月11日を納付期限とする源泉所得税に係る払出命令書の払出金額に、令和4年6月30日に職員に対して支給した期末手当及び勤勉手当に係る源泉所得税9億6063万8388円が含まれなかったことによるものであり、上記払出命令書を起案した仙台市総務局人材育成部労務課給与係の担当職員には、民法第709条に基づく損害賠償責任があり、上記払出命令書を承認した仙台市総務局人材育成部労務課給与係長と上記払出命令書を決裁した仙台市総務局人材育成部労務課長には、地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定による損害賠償責任がある。
- 4 しかるに、仙台市が、担当職員、給与係長、及び労務課長に対する4948万4200円の損害賠償請求を怠っているのは、違法不当である。
- 5 よって、仙台市長に対し、担当職員、給与係長、及び労務課長に対する損害賠償請求その他仙台市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

第2 請求の理由

1 事実関係

(1) 所得税の源泉徴収

仙台市総務局人材育成部労務課（以下「労務課」という。）は、令和4年6月30日、職員に対して期末手当及び勤勉手当を支給し、併せて、これに係る所得税9億6063万8388円を源泉徴収した。源泉所得税9億6063万8388円（以下「本件源泉所得税」という。）の納付期限は、同年7月11日であった。

(2) 払出命令書の起案と決裁

令和4年7月11日を納付期限とする源泉所得税に係る払出命令書は、仙台市総務局人材育成部労務課給与係の担当職員（以下「担当職員」という。）が起案し、仙台市総務局人材育成部労務課給与係長（以下「給与係長」とい

う。)の承認及び仙台市総務局人材育成部労務課長(以下「労務課長」という。)の決裁を受けたものであるが、それには、本件源泉所得税は含まれていなかった。

担当職員は、給与係長の承認及び労務課長の決裁を受けた上で、会計室会計課に払出命令書を持ち込んだ。

(3) 源泉所得税の納付

令和4年7月11日、仙台市は、本件源泉所得税が含まれない状態で、同年7月納付分の源泉所得税を仙台北税務署に納付した。

(4) 納付漏れの発覚

令和4年8月2日、担当職員は、本件源泉所得税の本来の納期限は同年7月11日であったことを覚知し、労務課長及び給与係長に報告した。

担当職員は、本件源泉所得税を納付するための払出命令書を起案し、給与係長の承認及び労務課長の決裁を受けた上で、払出命令書を会計室会計課に持ち込んだ。

(5) 本件源泉所得税の納付

令和4年8月3日、仙台市は、本件源泉所得税を納付した。

(6) 延滞税及び不納付加算税の賦課決定

令和4年11月28日、仙台北税務署長は、仙台市に対し、延滞税145万2700円及び不納付加算税4803万1500円を賦課することを決定し、通知した。納期限は同年12月28日とされた。

(7) 予算案提出

令和4年12月7日、当該延滞税及び不納付加算税の支払に要する経費を含む補正予算案が市議会に提出された。

(8) 予算案可決

令和4年12月22日、当該延滞税及び不納付加算税の支払に要する経費を含む補正予算案が市議会において可決された。

(9) 延滞税及び不納付加算税の納付

令和4年12月27日、仙台市は、延滞税145万2700円及び不納付加算税4803万1500円の合計4948万4200円を仙台北税務署に納付した。

2 労務課長の損害賠償責任

(1) 労務課長が地方自治法第243条の2の2第1項後段所定の職員に該当すること

期末手当及び勤勉手当から源泉徴収した所得税は、歳入歳出外現金として取り扱われるところ、歳入歳出外現金については、会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ出納をすることができないこととされている(地方自治法施行令第168条の7第2項)。

したがって、源泉所得税の納付は、地方自治法第243条の2の2第3号の「支出又は支払」に該当する。

そして、労務課長は、仙台市会計規則(以下、「会計規則」という。)第132条の規定により歳入歳出外現金に関する事務を取り扱い、本件源泉所得税の払出命令においても現に決裁を行っているのであるから、会計規則第152条の3にいう「直接関与した職員」に該当し、地方自治法第243条の2の2第1項後段「その権限に属する事務を直接補助する職員で普通公共団体の規則で指定したもの」に該当する。

(2) 労務課長には地方自治法第243条の2の2第1項の「重大な過失」が認められること

ア 地方自治法第243条の2の2第1項の「重大な過失」とは、著しく注意義務を怠るということであり、具体的には、わずかの注意さえすれば当該事態を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたことをいう(最高裁平成20年11月27日判決参照)。

本件における労務課長の過失は、担当職員の作成した起案文書を的確にチェックすべきであったのに、払出命令書の金額と担当職員が集計した合計額との整合性を確認しただけで、決裁をしてしまい、結果として過誤納を招いたことにある。

そこで、労務課長が、わずかの注意さえすれば担当職員の作成した起案文書の誤りに気づき、過誤納を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたかどうかが問題となる。

イ この点、以下に述べる理由から、労務課長は、わずかの注意さえすれば担当職員の作成した起案文書の誤りに気づき、過誤納を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができたというべきである。

第1に、令和2年4月1日に労務課長に就任して、令和2年4月以降、毎月、払出命令書を決裁してきた労務課長は、毎月の源泉所得税額は、例年、7月以外は、概ね1億7000万円前後であり、7月だけが、10億円以上の金額であること（令和4年7月11日付払出命令書〔事実証明書3〕、仙台市源泉徴収一覧〔事実証明書4〕）を十分に認識していたはずである。そうだとすれば、労務課長は、総務局が説明するとおり、担当者が集計した合計額と払出命令額が一致していることを確認したのであれば、その時点で、本来、10億円以上の金額であるべき令和4年7月の源泉徴収税額が1億7645万3708円にすぎず、払出命令書記載の払出金額が誤っていることに容易に気づくことができたはずである。それにもかかわらず、労務課長がその誤りに気づかなかったことについては、著しい注意義務違反が認められるというべきである。

この点、総務局は、「本件の源泉所得税の納付については、（担当者が集計した）合計額と払出命令額が一致していることを確認したものの、内訳の確認まではいたらなかった」と説明しているが、仮に「内訳の確認まではいたらなかった」としても、労務課長は、払出額を確認したのであれ

ば、本来、10億円以上の金額であるべき令和4年7月の源泉徴収税額が1億7645万3708円にすぎず、払出命令書記載の払出額に本件源泉所得税が算入されていないという重大な誤りがあることに直ちに気づくことができたはずである。労務課長がそのような重大な誤りに気づかなかつたということは、労務課長は、内訳どころか、払出命令書の払出額さえ確認していなかったと考えるほかない。

第2に、「令和4年6月分所得税納入状況」〔事実証明書5〕では、「一般給与期末・勤勉」の「支払金額」が「0」とされており、また、「令和4年6月分給与及び退職手当についての所得税徴収高計算書」〔事実証明書5〕でも、「期末・勤勉」の「支給額」が「0」とされていることからすれば、労務課長は、「令和4年6月分所得税納入状況」もしくは「令和4年6月分給与及び退職手当についての所得税徴収高計算書」を一読するというわずかの注意さえすれば、払出命令書記載の払出額に本件源泉所得税が算入されていないという重大な誤りがあることに直ちに気付くことができたはずである。

この点、総務局は、「本件の源泉所得税の納付については、(担当者が集計した)合計額と払出命令額が一致していることを確認したものの、内訳の確認まではいたらなかった」と説明しているが、およそ支出命令額は担当者が集計した合計額に基づいて起案されるものであるから、これが一致することを確認したからといって、起案内容の正確さが確認できるものではない以上、労務課長は、払出命令書を決裁するにあたっては、「令和4年6月分所得税納入状況」及び「令和4年6月分給与及び退職手当についての所得税徴収高計算書」を一読すべきである。そして、「令和4年6月分所得税納入状況」も、「令和4年6月分給与及び退職手当についての所得税徴収高計算書」も、わずかA4版1枚の分量であり、その文字量も多いとはいえないから、労務課長にそれらを一読することを求めたとしても、過大

な非現実的な業務を強いることにはならない。

第3に、担当職員が起案文書中の「歳入歳出外現金一覧表」〔事実証明書7〕に記載した納付額の算定に関わる手書のメモには、7月11日納付額を算出するにあたり、源泉徴収所得税の「受入額」11億2296万2090円から、9億4640万4086円を「来月納付分」として控除することが記載されているのであるから、労務課長は、この納付額の算定に関わる手書のメモを一読するというわずかの注意さえすれば、払出命令書記載の払出額に本件源泉所得税が算入されていないという重大な誤りがあることに直ちに気付くことができたはずである。

労務課長は、払出命令書を決裁するにあたっては、担当職員の納付額の算定に誤りがないか否かをチェックするために、担当職員が「歳入歳出外現金一覧表」に記載した納付額の算定に関わる手書のメモの内容を一読すべきである。そして、納付額の算定に関わる手書のメモの分量はわずかなものであり、その内容も極めて単純なものであるから、労務課長に納付額の算定に関わる手書のメモを一読することを求めたとしても、過大な非現実的な業務を強いることにはならない。

ウ これに対し、仙台市監査委員公告第6号の監査結果において、監査委員は、「本件業務については、定例的な毎月の手続きであり、実際、担当者間で引き継がれたマニュアル等によって、たとえ経験の浅い職員が担当したとしても、これまでに給与に係る源泉所得税の納付が遅延した事例もなく、毎月の決裁においても『詳細な項目について、基本的に逐一労務課長が確認する流れとはなっていなかった』のが実態であり、労務課においては、特別に注意を要するものとはされていなかったものと認められる。労務課長が、例えば前任からの引継ぎにおいて特別な対応を要する業務として示されていたり、上司からあらかじめ特別の留意点等を指示されていたり、課内の打ち合わせ等において注意を要する業務として整理されていた

りといった事情は認められなかった。これらの状況を総合的に考慮すれば、労務課長がわずかな注意さえすれば、本件納付遅延を予測し、これを未然に防止することができたものということは困難であり、労務課長が著しく注意義務を怠ったということとはできない。したがって、労務課長に重大な過失があったとまでは認められず、労務課長が本市に対し法243条の2の2第1項後段の規定による損害賠償責任を負うものということとはできない。」と判断している。

しかし、「労務課においては、特別に注意を要するものとはされていなかった」としても、前述のとおり、およそ支出命令額は担当者が集計した合計額に基づいて起案されるものであるから、これが一致することを確認したからといって、起案内容の正確さが確認できるものではないのであるから、監査委員が指摘するような事情があつて、「詳細な項目について、基本的に逐一労務課長が確認する」ことまでは必要なかったとしても、労務課長は、「令和4年6月分所得税納入状況」、「令和4年6月分給与及び退職手当についての所得税徴収高計算書」、及び「歳入歳出外現金一覧表」に目を通すくらいのはすべきである。

この点、総務局は、「本件の源泉所得税の納付については、（担当者が集計した）合計額と払出命令額が一致していることを確認したものの、内訳の確認まではいたらなかった」と説明しているが、およそ支出命令額は担当者が集計した合計額に基づいて起案されるものであるから、これが一致することを確認したからといって、起案内容の正確さが確認できるものではない以上、労務課長が、本件の源泉所得税の納付については、担当者が集計した合計額と払出命令額が一致していることを確認するだけでは、決裁権者によるチェックとしてはおよそ無意味であり、労務課長は、決裁権者として何もしていないに等しい。

百歩譲って、本件源泉所得税の納付については、担当者が集計した合計

額と払出命令額が一致することで足りるとしても、上記のとおり、労務課長は、令和5年7月の払出命令書記載の払出額を確認しさえすれば、令和5年7月の払出命令書の払出額に本件源泉所得税が含まれていないという重大な誤りがあることに直ちに気付くことができたはずであるから、労務課長は、著しく注意義務を怠ったといえ、重過失があることは明らかである。

したがって、監査委員の上記判断は失当というほかない。

- (3) 以上のとおりであるから、労務課長は、地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定による損害賠償責任を免れない。

3 給与係長の損害賠償責任

- (1) 給与係長が地方自治法第243条の2の2第1項後段の「その権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの」に該当すること

給与係長は、源泉所得税の払出命令の専決権者である労務課長が、出張、休暇等により不在である場合において、労務課長に代わって決裁（代決）をする者である（仙台市事務決裁規程（平成元年仙台市訓令第7号）第2条14号及び21条1項）。

そして、給与係長は、本件源泉所得税の払出命令書の起案に承認を与えているから、労務課長と同様、会計規則第152条の3にいう「直接関与した職員」に該当し、地方自治法第243条の2の2第1項後段の「その権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの」に該当する。

- (2) 給与係長に地方自治法第243条の2の2第1項の「重大な過失」が認められること

ア 給与係長の過失は、担当職員の作成した起案文書を的確にチェックすべ

きであったのに、払出命令書の金額と担当職員が集計した合計額との整合性を確認しただけで承認してしまい、それが結果として労務課長の決裁へとつながり、本件納付遅延を招いたことにある。

イ 給与係長についても、給与課長について重大な過失が認められるのと同様の理由により、重大な過失が認められるというべきである。

ウ この点、仙台市監査委員公告第6号の監査結果において、監査委員は、「労務課においては、本件業務について特別に注意を要するものとはされていなかった。また、給与係長についても、前任者からの引継ぎにおいて特別な対応を要する業務として示されていたり、上司からあらかじめ特別の留意点等を指示されていたり、課内の打ち合わせ等において注意を要する業務として整理されていたりといった事情は認められてなかった。これらの状況を総合的に考慮すれば、労務課長と同様に給与係長に重大な過失があったとまでは認められず、給与係長が本市に対し法243条の2の2第1項後段の規定による損害賠償責任を負うものということとはできない。」との判断を示している。

しかし、そのような監査委員の判断は、労務課長についての監査委員の判断について述べたのと同様の理由から、失当である。

(3) 以上のとおりであるから、給与係長は、地方自治法第243条の2の2第1項後段の規定による損害賠償責任を負う。

4 担当職員の損害賠償責任

(1) 担当職員は、払出命令について専決又は代決をする権限を有していないので、会計規則第152条の3「直接関与した職員」にあたらず、地方自治法第243条の2の2第1項所定の職員には該当せず、同項後段による損害賠償責任を負わない。

(2) ただし、担当職員には、本件の源泉所得税の納付遅延について、過失があ

ることは明らかであり、担当職員は、民法第709条に基づく損害賠償責任を免れないというべきである。

この点は、仙台市監査委員公告第6号の監査結果において、監査委員は、「担当職員の損害賠償責任を検討するにあたっては、法第243条の2の2第1項後段に規定する職員である労務課長の命により行われた業務に係るものである以上、同項後段において求められる責任の程度を超えた責任を担当職員に課すことは不均衡であり、損害の公平な分担という見地からすれば、イ及びウと同様の観点に基づいて行うのが相当であると考えられ、担当職員の過失が重過失といえるかについて検討することが妥当であると解される。」との見解を示している。

しかし、最高裁昭和51年7月8日判決は、被用者の過失により不法行為責任が成立することを前提として、信義則によりその求償の範囲を制限したものであり、また、大阪高裁平成25年2月27日判決は、実務担当者に過失があるとしても、当該事案における諸般の事情に照らして、損害の賠償請求をすること自体が信義則に反し、許されないとしたものであり、いずれも判決も、不法行為責任の成立要件を重過失としたものではない。

実質的に考えても、被用者に損害の賠償請求をすること自体が信義則に反し、許されないか否かは、被用者に重過失があるか否かによってのみ決することはできないし、「被用者に重過失があれば、被用者の責任割合は100%、被用者に重過失がなければ、被用者の責任割合は0%」とするのではなく、損害の公平な分担の見地から、当該事案における諸般の事情を総合考慮して、0%から100%の間で、被用者の責任割合を決定するのが、事案の適切妥当な解決に資するといえる。

したがって、監査委員の上記見解には賛成することはできない。

- (3) 担当職員については、重過失の有無ではなく、過失の有無によって、不法行為責任の成否を決した上で、不法行為責任が成立する場合に、仙台市が担

当職員に対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることが信義則に反し、許されないか否かが検討されるべきである。

仙台市監査委員公告第6号の監査結果において、監査委員は、「担当職員は労務課への配属1年目であり、前任者からマニュアルの内容について必ずしも十分な引継ぎを得られなかった状況にあったことなども踏まえると、関係法令の理解が進まないまま、事務処理の期限に対応するため、マニュアルに依拠して事務処理を進めていたことにはやむを得ない面もある」こと、「当該マニュアルには部分的に紛らわしい記述があること、6月期末勤勉手当に係る源泉所得税の納期限が具体的に明記されていなかったこと」という事情を指摘するが、それらの事情は、仙台市が担当職員に対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることが信義則に反し、許されないか否かの検討において考慮されるべきものである。

この点、たしかに、監査委員が指摘するような事情があったとすれば、仙台市の対応には一定の問題があり、担当職員に全責任を負わせることは、損害の公平な分担の見地からすれば、必ずしも相当ではない。

しかし、他方で、監査委員が指摘するとおり、「本件業務については、定例的な毎月の手続きであり、実際、担当者間で引き継がれたマニュアル等によって、たとえ経験の浅い職員が担当したとしても、これまでに給与に係る源泉所得税の納付が遅延した事例もなく、毎月の決裁においても『詳細な項目について、基本的に逐一労務課長が確認する流れとはなっていなかった』のが実態であり、労務課においては、特別に注意を要するものとはされていなかったものと認められる。労務課長が、例えば前任からの引継ぎにおいて特別な対応を要する業務として示されていたり、上司からあらかじめ特別の留意点等を指示されていたり、課内の打ち合わせ等において注意を要する業務として整理されていたりといった事情は認められなかった。」とすれば、仙台市の対応等に一定の問題があったとしても、担当職員には、払出金命令書記

載の払出額に本件源泉所得税を算入しないという誤った起案をすることを回避する可能性が十分にあったといえることができる（本件業務については、定例的な毎月の手続きであり、実際、担当者間で引き継がれたマニュアル等によって、たとえ経験の浅い職員が担当したとしても、これまでに給与に係る源泉所得税の納付が遅延した事例もなかったとすれば、担当職員は誤った起案を回避することは十分可能であり、担当職員が誤った起案をしたことについては、著しい注意義務違反があるといえる。）。

したがって、損害の公平な分担の見地からすれば、仙台市が担当職員に対して不法行為に基づく損害賠償請求をすることが信義則に反し、一切許されないとするのは妥当ではなく、担当職員も一定の限度で責任を負担すべきである。

5 結論

以上のとおり、労務課長及び給与係長は、仙台市に対し、地方自治法第243条の2の2第1項後段に基づく損害賠償責任を負う。また、担当職員は、仙台市に対し、民法第709条に基づく損害賠償責任を負う。

しかるに、仙台市が、労務課長、給与係長、及び担当職員に対する損害賠償請求を怠っているのは、違法かつ不当である。

よって、仙台市長に対し、労務課長、給与係長、及び担当職員に対する損害賠償請求その他仙台市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

以上

事実証明書

- 1 仙台市監査委員公告第6号の監査結果
- 2 令和4年12月28日付「質問書に対する回答について」

- 3 令和4年7月11日付払出命令書
- 4 仙台市源泉徴収一覧
- 5 令和4年6月分所得税納付状況
- 6 令和4年6月分給与及び退職手当についての所得税徴収高計算書
- 7 令和4年7月5日付歳入歳出外現金一覧表